

## 1. 平成29年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成29年12月4日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第122号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第123号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第124号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第125号 郡上市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第126号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第127号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第128号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第129号 郡上市市有林の管理等に関する条例の制定について
- 日程11 議案第130号 簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程12 議案第131号 郡上市水道事業給水条例の制定について
- 日程13 議案第132号 郡上市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程14 議案第133号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第134号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程16 議案第135号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程17 議案第136号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程18 議案第137号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程19 議案第138号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第139号 平成29年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程21 議案第140号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程22 議案第141号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程23 議案第142号 平成29年度鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について

- 日程24 議案第143号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程25 議案第144号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程26 議案第145号 平成29年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程27 議案第146号 平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程28 議案第147号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程29 議案第148号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程30 議案第149号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程31 議案第150号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程32 議案第151号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
- 日程33 議案第152号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程34 議案第153号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程35 議案第154号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程36 議案第155号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程37 議案第156号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程38 議案第157号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程39 議案第158号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程40 議案第159号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程41 議案第160号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程42 議案第161号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程43 議案第162号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程44 議案第163号 財産の無償譲渡について（美並上荊安公民館）
- 日程45 議案第164号 物品売買契約の締結について（小中学校校務用端末整備事業）
- 日程46 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程47 議報告第10号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程48 議報告第11号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程49 議報告第12号 諸般の報告について（行政監査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	13番	上田謙市
14番	武藤忠樹	15番	尾村忠雄
16番	渡辺友三	17番	清水敏夫
18番	美谷添生		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

12番	清水正照
-----	------

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

## 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加藤光俊
--------	------	------------------------	------

議会事務局  
議会総務課主査 武藤 淳

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員の皆様方には大変御多用なところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成29年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。なお、本日の欠席議員は、12番 清水正照君であります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 武藤忠樹君、15番 尾村忠雄君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（渡辺友三君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る11月27日、議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月4日から12月21日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月4日から12月21日までの18日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

---

### ◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

平成29年第4回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、平成29年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、数件の報告をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、去る10月22日日曜日に行われました第48回衆議院議員総選挙についてであります。

我が国の将来が今後どのように方向づけられていくのかを左右する重要な選挙であり、また選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられてから初の衆議院議員選挙となりました。全国の投票率は、投票日当日に襲来した台風21号の影響等もあり、戦後2番目に低い53%程度にとどまりました。郡上市においては、期日前投票をされた有権者が非常に多かったこともあり、最終的には72%を超え、前回の平成26年衆院選の投票率を5ポイント以上上回る結果となりました。

県内21市の中では2番目、町村も含めた43市町村中でも5番目という高さでありました。このことは、山積する国政上の重要課題に対する市民有権者の関心が高いことを示すものと推察されるところであります。せっかく拡大された18歳、19歳有権者の投票率は、18歳が約63%であったものの、19歳は約33%と必ずしも高くはなく、また20歳代、30歳代も低い傾向が見られ、主権者教育や選挙啓発等、今後課題を残すものとなったものと考えております。

次に2番目でございますが、観光立市推進に向けた取り組みについてであります。

郡上の魅力を磨き伝承する担い手の育成と観光政策推進の能力向上等に向け、観光カリスマ、山田桂一郎氏を講師として5月には講演会を開催し、7月にはスイス・ツェルマットへの現地視察研修を行いました。

そして、去る10月23日月曜日には、第三弾として観光塾連続講座を開講いたしました。この連続講座は、山田氏を講師とする3回講座を予定しており、市内の観光事業関係者等46名が塾生として登録いただいております。初回は「観光におけるマーケティングとは」をテーマに講話をいただき、参加者からも日々の業務に基づく質問等、熱心な意見交換が交わされました。第2回目は、今月5日火曜日、明日に開催予定であり、観光の本質について学び、郡上の魅力磨きに生かしてまいりたいと考えております。

次に3番目でございますが、去る10月28日土曜日に開催されました郡上市清流シンポジウムについてであります。

「清流長良川の鮎」が、一昨年の12月、世界農業遺産に認定されたことを契機として郡上市清流長良川等保全条例を昨年12月に制定いたしました。条例の基本理念である長良川等の周辺環境の保全、清流との共生等、4つの柱の具現化に向けて開催したものでありますけれども、事前に募集いたしました清流環境フォトコンテスト、写真コンテストであります。これにおきましては県内外から210点もの応募をいただくなど、多くの皆さんに関心をもって参加していただきました。

自然写真家として活躍される内山りゅうさん及び河川管理を担う国、県担当者からの基調講演のほか、大和第一北小学校、郡上漁業協同組合の皆さんによる保全活動の事例発表や「清流を次世代へ継承するために、今何が必要か」をテーマとするパネルディスカッションが行われました。清流の恵みを再認識し、河川環境保全への継続的かつ自発的な活動促進等について考える機会となったものと存じます。

4つ目ではありますが、この環境保全に関連する取り組みとして、森林資源の活用についての御報告でございます。

このたび、東京2020オリンピック・パラリンピックの選手村施設に岐阜県産木材が活用されることが決定し、郡上市からは長良杉を提供することになりました。このプロジェクトは、環境に配慮した持続可能な大会の実現に向け、日本の木材活用リレーと銘打って行われるものでありまして、岐阜県と郡上市、関市、中津川市、下呂市、加茂郡の白川町及び東白川村の6市町村が連名で応募し、全国43件の応募の中から選定されたものであります。各地域の木材を選手村施設のさまざまな箇所に使用することで多様性と調和を表現し、また大会後は使用木材を各地へ持ち帰り、オリンピック・パラリンピックのレガシー、すなわち遺産として再利用しようと、そういった計画のものでございます。

長良杉は、郡上の山々の森の恵みそのものであり、水源の涵養等、森林機能の保全にも努めてきた、貢献してきた産物であります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、プロジェクト参加により、木材提供自治体の知名度向上や全国各地との連携拡大等の可能性も示唆されているところであります。長良杉を初め、郡上市の資源の活用に向け、今後とも積極的な情報発信を行っていく考えでございます。

5番目でございますが、郡上市北部斎苑の完成についてであります。

去る11月22日水曜日、地元自治会、地権者の皆様及び市議会等関係各位の御出席のもと、郡上市北部斎苑の竣工式をとり行いました。鉄筋コンクリート造2階建て、一部木造平家建ての施設には、最新の火葬炉と環境に配慮した集塵機及び動物用火葬炉も新たに備えました。また、木造部分には市有林の材をふんだんに使用することにより、木のぬくもりを感じていただきながら、市民の皆様が心静かに亡き人との最期のお別れをしていただける施設となっております。

竣工式後には内覧会を催し、11月25日から供用開始をいたしております。本斎苑建設に至るまでには、市民の皆様の御意見を伺うよう、平成25年度に郡上市斎場問題を考える市民懇話会を設置し、斎場整備の基本的な考え方をまとめていただき、翌年度にはその考え方に基づく郡上市斎場整備基本計画を策定いたしました。そうした過程を経て、市の斎場は将来的に北部、南部の各1施設に集約することとし、まず老朽化の著しい白鳥斎場を取り壊し、その跡地に北部斎苑を建設すべく、2カ年にわたる工事となった次第でございます。

今後とも、市民の皆様の声に耳を傾け、北部の拠点斎場としての北部斎苑、南部の拠点斎場としての南部斎苑、これは今回北部斎苑の始動とともに、これまでの「八幡斎苑さつき」を改称、名を改めたものでありますが、この南部斎苑、そしてそれに当面運用を続けてまいります高鷲、大和の斎場も含めて、その管理運営に万全を期してまいります所存でございます。

6つ目でございますが、最後に総務大臣表彰受賞に係る明るい話題の御報告をさせていただきたいと思っております。

去る10月18日水曜日、過疎地域自立活性化優良事例として明宝地域の地域づくり活動が佐賀県で開催をされました「全国過疎問題シンポジウム2017inさが」におきまして、全国5団体の一つとして総務大臣表彰を受賞しました。明宝地域では、地元の皆さんによる地域づくり活動に、IターンやUターンの若者たちも加わり、多彩な活動が展開されており、それらの取り組みが認められたものであります。

また、これに関連して、11月12日日曜日には、明宝地域において車座ふるさとトークが開催され、総務省から総務大臣政務官がおいでになりまして、明宝で地域づくりを進める皆さんとの意見交換が行われました。車座ふるさとトークは、各省の大臣または副大臣や政務官が地域に赴き現場の声を政策に生かすといった現内閣の取り組みでありますけれども、このたびの総務大臣表彰を受け、明宝地域での開催になったものと存じます。

続いて、郡上市消防団においては、昨年4月からことし4月の1年間に、全国では消防団員の確保がなかなか困難となっている中で44人も団員数の増加があったことから、10月25日水曜日、山田消防団長が全国15消防団の一つとして総務大臣感謝状を受領してこられました。このことは、消防関係者の皆さんによる日ごろからの熱心な勧誘活動とともに、また、地域を守ろうとする市民の皆さんの意識の高さのたまものであるというふうに残っている次第でございます。

3つ目でございますけれども、去る11月20日月曜日、地方自治法施行70周年記念式典が天皇皇后両陛下御臨席のもと、東京国際フォーラムで開催されましたが、その席上において、特色ある取り組みを行い、地方自治の進展に功労のあった自治体として郡上市が全国124自治体の一つとして総務大臣表彰を受賞いたしました。郡上学、郡上かるたといった郷土意識の醸成に向けた取り組みや、移住定住促進、市民協働推進の活動等をお認めいただいたものと伺っております。これには、市民、議会、行政の連携による一丸となつての努力があったおかげであるというふうに残しておく次第でございます。

これら、この秋の総務大臣表彰トリプル受賞を御報告いたしましたけれども、これからも表彰の名に恥じないよう、みんなで一緒になってさらなる取り組みに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、御報告とさせていただきます。



それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、条例の制定及び一部改正並びに一部事務組合規約の改正関係であります。全部で13件あります。

まず、議案第122号は、郡上市監査委員条例の一部改正についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る条文が新設されたことによりまして、本条例において引用している条文の条項ずれを直すため、規定の整備をしようとするものであります。

議案の第123号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。平成29年人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に倣い、市議会議員の期末手当に係る年間支給月数を0.1月分引き上げようとするものであります。

議案第124号及び第125号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び郡上市教育長の給与に関する条例の一部改正についてであります。前議案と同じく、人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の一部改正に倣い、常勤の特別職職員の期末手当に係る年間支給月数を0.1月分引き上げ及び給料月額1.5%減額支給措置を一般職の対象となっている職員の例に倣い、平成30年4月から廃止しようとするものであります。

議案第126号は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。これも人事院勧告に基づく給与の改正に倣い、職員の給与の適正化を図るため、本俸である給料表の改定及び勤勉手当の引き上げ（0.1月分）等、所要の規定を整備するものであります。

議案第127号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。地区集会所の一部施設について、新たに公の施設として位置づけ、または公の施設としての位置づけを廃止するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第128号は、郡上市基金条例の一部改正についてであります。中濃地方拠点都市地域整備推進協議会の解散に伴い、郡上市ふるさと基金のうち、中濃拠点都市地域が担うべき施策の推准を図っていくことを目的に造成された拠点分基金を廃止するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第129号は、郡上市市有林の管理等に関する条例の制定についてでございます。木材生産、水源涵養、土砂災害防止及び保健休養等の森林の持つ多面的機能を発揮させる市有林管理に係る規定を整備するため、これまでございました条例の全部改正を行うものであります。

議案第130号は、簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴い、関係する内部組織設置条例以下7つの条例の一部改正を行うものであります。

議案第131号は、郡上市水道事業給水条例の制定についてであります。前議案と同じく、簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴い、これまでございました条例の全部改正を行うものであります。

議案第132号は、郡上市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。郡上市歴史資料館を設置、管理することにつき、名称、位置及び実施事業等に係る必要な事項を定めるものであります。

議案第133号は、郡上市市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、先ほど申しあげました議案第122号と同じく、引用条文の条項ずれを直すため、規定の整備をするものであります。

条例規約関係最後であります。議案第134号は、郡上市が構成団体の一つとなっております岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。今春解散しました可茂広域行政事務組合及び来春解散予定の本巣消防事務組合に係る規定の削除、並びに過去における規約変更手続の技術的な過誤を解消するため、所要の規定を整備するものであります。

続きまして、議案第135号から議案第146号までは、平成29年度郡上市一般会計を初め、全部で12会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

まず歳出では、先ほど申しあげました中濃地方拠点都市地域整備推進協議会の解散に伴う中濃地方拠点都市に係る郡上市ふるさと基金のうち、県補助金によって造成をいたしました積立分の廃止による県への償還金として921万円、子ども・子育て支援制度の見直しに係る保育士等の処遇改善等に4,501万8,000円、中山間地域等担い手育成推進事業及び支援事業の採択に伴う農業経営の健全化、トラクター整備に420万円、（仮称）産業振興拠点施設整備に伴う書架及び机・椅子等の備品購入費に1,132万円、県営道路改良事業に係る金山明宝線、鹿倉白山線等の事業量の増加に伴う市負担金の増額により2,849万5,000円、白鳥町長滝の白山瀧宝殿の収蔵環境の改善に係る補助金として文化財保護事業に1,705万円、人事院勧告に基づく職員給与等の見直し及び職員の異動等に伴う職員給与費等の所要額の調整による4,385万4,000円と、これらについてそれぞれ増額補正し、また美並町の普通河川大谷川護岸工事に係る現年補助災害復旧事業（公共土木施設）の一部の支出を翌年度に送るための債務負担行為設定に伴う1,480万円の減額等については、それぞれ所要の減額補正をしようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として私立保育園施設型給付費負担金及び補助金5,799万8,000円、中山間地域等担い手育成推進事業及び支援事業補助金420万円、ふるさと基金繰入金921万円、県営道路改良事業等に係る県営事業負担金の増加に伴う財源手当てとしての合併特例債3,770万円のほか、前年度繰越金7,303万3,000円等をそれぞれ増額補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出それぞれ増加要因、減少要因等を総合いたしましたところ、歳入歳出それぞれ2億1,558万9,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、国民健康保険特別会計を初めとする9つの特別会計及び水道事業会計、病院事業会計の2つの企業会計では、人事院勧告に基づく職員給与の見直し及び職員の異動等に伴う人件費所要額の調整や、委託料、賃金など物件費等の増減等を主な要因とする補正をそれぞれお願いするものであります。

次に、議案第147号から議案第162号までの16件は、市が設置する公の設置する公の施設について、郡上八幡せせらぎリバーウッドパーク組合を初めとする指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。全て現行の指定管理者を引き続き指定しようとするものであり、指定期間は平成30年度から3年間であります。

議案第163号は、施設の効率的活用及び自治組織の活性化を図るため、美並上苺安公民館を地元上苺安自治会に譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第164号は、小中学校校務用端末整備事業に係る物品売買契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分報告が2件あります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

平成29年12月4日、郡上市長 日置敏明

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

---

#### ◎議案第122号から議案第134号について（提案説明）

○議長（渡辺友三君） それでは、続きまして日程3、議案第122号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例についてから日程15、議案第134号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで13議案を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

監査委員事務局長 長岡文男君。

○監査委員事務局長（長岡文男君） それでは、議案第122号をお願いいたします。

郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について。

郡上市監査委員条例（平成16年郡上市条例第29号）の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、本文の次の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

郡上市監査委員条例の第3条は、請求又は要求による監査という項目でございまして、監査委員が監査請求あるいは要求による監査を行う場合、どういった規定に基づく請求要求があるかという、そういったことを記してあるものでございますけれども、今回、地方自治法の一部改正がなされまして、地方自治法のほうにここのアンダーライン、旧のほうのアンダーライン、「第243条の2第3項」——243条の3項の前に「243条の2」というものが新しく地方自治法ができましたので、今まで引用しておりました条項ずれということでございまして、新しい新のほうですけれども、「第243条の2の2第3項」というふうに条項ずれしたということでございます。内容的に変わるものではございません。

また戻っていただきまして、本文のほうの附則を見ていただきたいと思いますが、またこの附則の中に、「この条例は、平成32年4月1日から施行する。」ということでございまして、これは地方自治法のほうの改正の施行日に合わせましてこういった日にちとなっております。また、年号につきましてはまた変わるものと思いますが、こういったことでの改正でございます。

以上でございますが、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案123号でございます。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけど、平成29年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されることに伴い、議会議員の期末手当について、一般職の職員の例に準じて所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと本文がでございます。

そのほかには資料としまして1枚つけておりますので、資料と本文を見ながらお願いしたいというふうに思います。

2番の改正内容でございますけど、期末手当の年間支給月を0.1月分引き上げる。これは本文の第5条の2項のところでございます。内容につきましては、6月期2.025月を2.075月、12月期につきましては2.175月を2.225月、合計で4.2月を4.3月にするものでございます。

その絡みでございますけど、これは附則の期末手当に関する特例措置に関するものでございますけど、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、6月期を2.025月とし、12月

期を2.275月とするという附則に対するものでございます。

なお、附則の公布の施行日でございますけど、公布の日から施行するというところでございます。

それから附則の2番でございますけど、ただいま説明しましたように期末手当に関する特例措置に関するものでございます。

3条につきましては、期末手当の内払に関するものでございます。

続きまして、議案第124号でございます。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、平成29年人事院勧告に基づき、一般職員の給与に関する法律が一部改正されることに伴いまして、常勤の特別職の給料及び期末手当について、一般職員の給料の例に準じて所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと本文がございます。先ほどと同じように資料とあわせてごらんいただきたいと思います。

改正内容でございますけど、期末手当の年間支給率を0.1月分引き上げるということで、第5条の第2項でございます。

この内容につきましては、先ほどの議員のところの支給率と同額でございます。

また、その絡みでございますけど、附則の2項に関するところの29年4月1日から30年の3月31日までの間においては、6月期を2.025月として、12月期を2.275月とするというところの説明でございます。

その続き②でございますけど、これは1.5%の減額支給に関するところでございますけど、平成29年の人事院勧告による給与制度の総合的見直しにおいて、平成22年の人事院勧告による55歳を超える6級以上の職員の俸給等の1.5%の減額支給措置が廃止されることに伴いまして、常勤の特別職職員の減額措置を廃止するものでございます。これは附則の第3号でございます。

特別職につきましても1.5%の減額をしておりましたが、来年4月から一般職員が廃止されることに伴いまして、同じく措置をするものというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

したがいまして、特別職の給与の月額につきましては、この下からの表にございますように、現行の30年の3月31日までにつきましては、市長でありますと現給料月額82万9,000円のところが22年の勧告の1.5%減をしておりまして、さらに特例減額10%をしておりますので、実支給額が73万5,300円というふうになっておりまして、以下副市長、次ページ見て、副市長も減額措置がされておるものでございます。そのところにつきましては、平成30年4月1日から22年の勧告の1.5%が廃

止されて、10%減というところの特例措置ということになりまして、実支給額がこのとおりの74万6,100円となるものでございます。副市長も同様に措置ということで、特例措置としましては副市長は5%でございますけど、こういった実支給になるというものでございますので、よろしく願いしたいと思います。

附則の施行日でございますけど、公布の日から施行し、（平成29年4月1日からの遡及適用）というところでございます。

2番目は、期末手当に関する特例措置のところでございますし、3につきましては期末手当の内払を定めたものでございます。

その他としまして、教育長の期末手当につきましては、郡上市教育長の給与に関する条例第2条第2項の規定により、この本条例の適用を受ける職員の例によることということでございますので、教育長も同様な適用になるということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、議案第125号でございます。

郡上市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について。郡上市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、人事院勧告に基づきまして、教育長の給与につきましても一般職員のの例に準ずるというところに関する改正でございます。

1枚めくっていただきますと本文がございます。同じく、資料としまして添付しておりますけど。

今回の改正内容につきましては、22年から実施されております1.5%の減額支給措置が平成30年4月1日から廃止されることに伴いまして、教育長の減額措置も廃止するものというものでございます。

したがって、次の表にございますように、3月31日までの給与月額から1.5%を引いた額、それにさらに特例減額措置5%を引いた額が実支給額となっておりますところが、平成30年4月1日からは1.5%のところ廃止されまして5%の特例減額措置のみの対応ということになりまして、実支給額が53万7,700円というところになるものでございます。

附則としまして、この条例につきましては、30年の4月1日から施行ということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、議案第126号でございます。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。平成29年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されるこ

とに伴い、郡上市職員の給与等に関し所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと本文がございます。

めくっていただきまして、21ページの次から新旧対照表がございますので、新旧対照表と、それから説明資料がございますので、説明資料とあわせてごらんいただきたいと思います。

資料のほうの2の改正内容というところ、まず第1条関係でございますけど、これにつきまして人事院勧告に伴いまして初任給調整手当の改正、これは条文の第13条の3の関係の改正でございます。医療職給与表（一）の改定状況を勘案し、限度額を引き上げることとございまして、医療職の給与表に基づきました改正前が41万3,800円のところを、改正後、41万4,300円と500円の引き上げということになっています。

また、区分の下でございますけど、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする者に対する給与でございます。これは医師等の技術系の行政官のこととございまして、郡上市についてはこの適用は、この対象者はございません—についてでございますけど、改正前が5万600円のところを5万700円というところで100円の増額引き上げということになっております。

続きまして、期末・勤勉手当の改正でございます。これは23条の7でございます。これにつきまして、民間の支給割合に見合うような期末・勤勉手当の支給率を4.30月から4.40月に引き上げるものでございます。勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するというものでございます。

内容につきましては、この支給表、月額表見ていただきますと、一般職員の場合の給与月額でございます。これにつきましては、平成29年度、これは1条のところで書いてございますけど、勤勉手当の欄をごらんいただきたいと思いますけど、支給額が12月期のところにおきまして、現行は0.85月でございますけど、ここのところを0.95月引き上げることになりまして、0.1月分の引き上げとなりまして勤勉手当の額が合計で1.80月ということになります。したがって、期末・勤勉手当の合計でございますけど、現行が4.3月が4.4月になるというものでございます。

この下の欄、30年度以降でございますけど、これは条例の2条のところで規定されておりますけど、勤勉手当のところの支給額が6月期が0.9月、12月期も0.9月というところで、6月期と12月期のところが同額の支給率で支給するというものでございます。

下の表でございますけど、特定管理職員の場合の支給月ということで、これも勤勉手当のところの12月期のところを見ていただきますと、現行の下の欄でございますけど、1.05月が1.15月になりまして、0.1月引き上げということになりまして、全体で0.1月増の4.4月というところでございます。

その下の30年度以降につきましては、これも2条のところで勤勉手当が1.10月と同額の支給割合

になるというものでございます。

続きまして裏面見ていただきまして、これ、再任用職員の場合の支給月額でございますけど、これにつきましても第1条のどこ、上段が第1条のところで、平成29年度の支給割合ということで12月期が0.4月が0.45月になりまして、現行2.25月のところを2.30月の支給割合になるということでございます。

下段の30年度以降につきましては、これ2条で規定されているものでございますけど、勤勉手当が6月期、12月期同額の0.425月支給するということで、全体の支給割合としましては期末・勤勉合わせまして2.30月になるというものでございます。

続きまして、給料表の改定というところで、別表で示されておりますけど、このところにつきましては民間給与との較差を埋めるため、給与表を400円の引き上げを基本に改定するということになりまして、平均改定率につきましては0.2%の改定率ということになります。

また、初任給につきましては1,000円、若年層についても同程度引き上げるということになっておりまして、そういった改正を行っております。

その他の給料表につきましても行政職給料表との均衡を基本に改定するというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、施行日につきましては公布の日から施行ということで、29年4月1日からの適用ということになっております。

続きまして2条関係でございますけど、新旧対照表をめぐっていただきまして27ページからでございます。

これにつきましては期末・勤勉手当の改定と23条の7項のところで、先ほど言いましたように、30年度についての勤勉手当を30年度からは同額の額を支給するものについての規定でございます。ですので、これにつきましては期末手当が29年度と違ひまして30年度は6月期、12月期同額の同率の支払いとなるというところを規定しておるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、その他としまして人事院勧告のところの昇給抑制措置の回復というところがございます。これにつきまして、附則の第3関係でございますけど、これにつきましては平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において昇給を抑制した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員につきまして、平成30年4月1日に1号給上位の号給に調整するというところでございますので、27年の昇給を抑制した職員のうち、37歳に満たない者につきましては30年4月1日から1号給上位の号給を上げるというところの調整をさせてもらいたいというところでございます。

それから、55歳を超える6級以上——これ部長職以上でございますけど——の職員につきまして



1.5%の減額支給措置がとられております。これは平成22年の人事院勧告によるものでございますけど、そのこのところにつきましてその引き下げの措置は30年3月31日をもって終了するというものでございまして、1.5%の減額支給措置につきましては30年3月31日をもって終了するというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 続いて、理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第127号をお願いいたします。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地区集会所の一部施設について、新たに公の施設として位置付け、又は公の施設としての位置付けを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

本日、各議員さんの机の上に集会所等管理台帳をお配りをいたしました。表裏とありまして、それぞれ加えるものと削るものでございます。

今般、これは9月議会におきまして補正予算をお認めいただきまして、売買契約を結んでおります雇用促進住宅集会所兼向中野集会所、これを公の施設に加えることが一つであります。もう一つは、地元自治会から譲与の申し出がありました美並上菟安公民館のこれを地元で譲与し、公の施設の規定から外すものでございます。

管理台帳見ながら御説明させていただきたいと思ひますので、お願ひをいたします。

1枚おめくりいただきまして、改正条例の本文ですけれども、こちら、もう1枚おめくりいただきました新旧対照表もこれ同じでございますけれども、それぞれ郡上八幡新宮の森多目的管理棟、この次のところに雇用促進住宅集会所兼向中野集会所を加えるものであります。その所在地につきましては、郡上市八幡町稲成28番地6、集会の開催等地域住民のコミュニティ施設ということが目的でございます。

また、美並コミュニティセンターの次に位置づけておりました美並上菟安公民館、こちらにつきましては削除するものでございます。郡上市美並町白山388番地、上記と同様のコミュニティ施設でございます。

それで、もう1枚おめくりいただきまして別表第2とありますけれども、こちらにつきましては、いわゆる使用承認に関するものを別表第2のほうに条例本文としては掲げておきまして、例えて言いますと自由に使っていただける分水嶺公園とか、いろんなそういう公園につきましては使用申請等の許可は要りませんから、許可の要るものが第4条関係として別表第2に掲載をされております。この当該施設、2つともこれに関係しますので、別表第2におきましても同様のことが、一方で加

え、一方で削除するということは同様でございます。

それで、附則のところは、この条例は、公布の日から施行する。ただし、雇用促進住宅集会所兼向中野集会所の改正規定は、平成30年2月1日から施行するとあります。これ、9月の議会定例会で買い取りの補正予算をお認めいただきまして売買契約済みであります。この契約に基づきまして、買取日を指定しておりまして、その支払い完了が来年、平成30年2月1日というふうな予定をしておりますので、こちらの施設におきましては2月1日施行と、こういうことにさせていただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 続きまして、議案第128号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

郡上市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、中濃地方拠点都市地域整備推進協議会の解散に伴い、郡上市ふるさと基金のうち、中濃拠点都市地域が担うべき施策の推進を図っていくことを目的に造成された拠点分基金につき廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚開いていただきますと本文がございます。今回の改正につきましては、ふるさと基金の額につきまして10億941万円を10億20万円に改めるということございまして、921万円を減ずるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行します。

1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございます。

それから、お手元に全般資料をお配りしましたが、ここにつきましてでございますけど、少しふるさと基金についての説明をもって今回の改正についての説明とさせていただきたいと思っております。

郡上市ふるさと基金は、地域の特性をいかした個性的で魅力あるまちづくりを推進するための事業に充てる目的で造成しているものであります。中身は、平成2年度から3年度にかけて郡上広域行政事務組合が造成し郡上市に現在も引き継いでおる基金10億20万円と、もう一つとしましては地方拠点都市地域の指定を受けて発足した中濃地方拠点都市地域整備推進協議会において平成7年度から8年度にかけて造成した基金——これは以下「拠点分基金」といいますけど——基金、このうち郡上市分としまして921万円を管理しておるものでございます。

このうち拠点基金分につきましては、中濃地域、可茂地域及び郡上地域の各広域行政圏が一体となって中濃拠点都市地域が担うべき施策の推進を図っていくことを目的に造成したものでございまして、中濃地方拠点都市地域基本計画の終了時期を平成28年度に迎えたこと、それから造成から

20数年を経た現在では、構成市町村が地方拠点都市地域の枠組みにとらわれない広域連携による事業や取組をそれぞれ推進しているということで、本来の目的はもう達成されたというところを考えられております。

こうしたところにおきまして、基金の一体的な運用を図るために設置されておりました中濃地方拠点都市地域整備推進協議会は、平成28年度の総会におきまして解散を決定し、平成29年3月31日をもって解散しました。こうした状況を受けまして、ふるさと基金のうちの拠点分基金について廃止するため、今回の条例を改正するものでございます。

なお、今回、削減します921万円につきましては、造成時に県の補助を受けたものでありますので、廃止に伴い県へ返還するものでございます。

ふるさと基金の経過ということで、1ページおめくりいただきまして裏面でございますけど、裏面の中ほどには中濃拠点都市地域の現在の構成員が記載してございます。

それから、その一番下の表でございますけど、基金の推移ということで見ていただきますと、平成2年から3年にかけては基金積立額としまして10億20万円がございまして、このうち、県の補助として1億円、郡上市としましては9億20万円の財源で構成されております。それから、平成7年から8年にかけては、これは拠点分でございますけど、当初は9,210万円の基金額でございました。そのうち、921万円が県によるもの、残りが郡上市によるものというものでございます。その後、平成25年度につきましては中濃拠点都市分につきましては消防救急無線デジタル化構想がございまして、そういったところに充てるということで8,289万の減額をしておるところでございまして、それが現在の基金残高でございます。これにつきましては、そのうちの拠点分、下の網かけの部分でございますけど921万円につきましては、今回、条例改正をしまして減額し、これにつきましては県のほうに返還するというもので措置をとらせていただきたいと思いますというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

右の表につきましては、その拠点分基金だけのそれを抜粋したものでございますので、まとめたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 続いて、農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、議案129号を説明させていただきます。

郡上市市有林の管理等に関する条例の制定について。

郡上市市有林の管理等に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、初めに、郡上市の市有林ですが、木材生産林としての財産価値のほか、森林が持つ水源かん養、土砂災害防止、さらには将来の森林、林業を担う人づくりの場としての活

用が望まれているところでございます。このため、木材生産のほか、水源のかん養、土砂災害防止及び保健休養等の森林の持つ多面的機能を発揮させる市有林管理に係る規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今回制定する郡上市市有林の管理等に関する条例の条文が載せてございます。

この条例の題名に次に置かれております制定文にありますように、郡上市有林の管理等に関する条例（平成16年郡上市条例第69号）の全部を改正というものでございます。

改定点につきましては、2枚おめくりいただきまして新旧対照表がございましたので、これで説明させていただきます。

新旧対照、右側が現行条例でございます。

右側に掲載してございます郡上市有林の管理等に関する条例の第1条の趣旨と第2条の定義では、市有林の管理と処分について規定されておまして、山林経営の合理化、経済林としての機能発揮を主眼に置いた条文となっております。

これからの市有林を管理していく上では、木材生産機能を発揮するだけでなく、「市有林が持つ水源かん養ですとか、土砂災害防止、保健休養等の多面的機能を発揮することが必要であることから、新条例の第1条の趣旨には、市有林が持つ木材生産、水源かん養、土砂災害防止及び保健休養等の多面的機能を発揮させるため、市有林の適正な管理、処分及び総合的な利用」という部分を加えております。

また、新条例第2条の定義では、旧条例の管理、処分を1つで規定していたものを管理、処分、利用の3つを各号でそれぞれ規定いたしまして、第1号の管理に、「森林の持つ多面的機能を発揮させる」という部分を加え、さらに新たに第3号に利用としまして、市有林内で行う森林環境学習や研究、試験、保健休養等の行為というものを加えております。

1ページおめくりいただきまして、新旧対照表の2ページ目でございますが、ここの3条では、管理及び処分について規定しておりますが、新条例に利用という規定を加えるとともに、旧条例の3条第1項では、森林の生産性の原則の遵守というもののみをうたっておりましたが、新条例では森林の多面的機能を発揮させることが必要なことから、合自然性の原則、これは森林の成長は基本的に自然の力に委ねられ、長期間さまざまな自然現象に左右されるため、地域の自然現象を意識しながら行うというふうな原則でございます。

2番目の保続性の原則。木材生産機能を含めた森林の持つ諸機能を恒常的に維持するというふうな原則でございます。

3つ目といたしまして、経済性の原則。林業を経済活動として成り立っていくということでございます。

4つ目といたしまして、生物多様性の原則。生態系の復元力を高めることなどでございます。

こういった4つの原則を遵守することを新条例の第3条第1項でうたっております。

また、旧条例第3条第2項では、管理及び処分に関する事項は、経営計画で定めるということになっておりますが、新条例では、市有林管理計画で定めるということに、実際の計画名に合わせて字句を改めるものでございます。

さらに、新条例第3条3項から5項には、市有林の利用や処分につきまして、その手続を新たに規定いたしました。

第4条では、施業計画を市有林管理計画、先ほどと同じですが、これも実態に合わせて、実際の計画名に合わせて字句を整備するものでございます。

続きまして3ページ目でございますが、新条例の第5条には、市有林内の作業道の維持管理について規定するものでございまして、現在、市有林作業道管理規程として訓令で定めておりましたが、これを今回の改正に合わせて新条例に盛り込むものでございます。地方自治法の第14条第2項で義務を課し、権利を制限する場合は条例で定めなければならないということございまして、公物管理権の公共用物につきましてはここで条例で定めるということになっておりますので、今回、条例のほうへ盛り込むことにいたしました。

続きまして4ページでございますが、旧条例で第5条の調整項目につきましては、新条例第4条4項へ移動しております。前ページ3ページの中ほどにある部分でございます。

主な改正点は以上でございます。

なお、この条例の施行日でございますが、公布の日からとしておりますので、よろしく申し上げます。

また、参考資料といたしまして、新旧対照表につきまして、現在の市有林の一覧表と位置図を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

以上、よろしく御審議願います。

○議長（渡辺友三君） 続いて、環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第130号 簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴い、関係条例の所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

4枚おめくりいただきますと新旧対照表がございます。こちらをごらんください。

新旧対照表の1ページでございます。

郡上市内部組織設置条例の一部改正（第1条）でございます。

内容は、各部の分掌事務。環境水道部の欄のうち、簡易水道に関するものを削除するものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表2ページ。

郡上市特別会計条例の一部改正（第2条）で、内容は条例に定められている特別会計のうち、簡易水道事業特別会計を削除するものでございます。

おめくりいただきまして4ページからは、郡上市水道事業の設置に関する条例の一部改正（第3条）で、内容は、条例で定められている給水区域、給水人口及び1日最大給水量に簡易水道等給水区を加えるため、別表にて新たに整備するものでございます。

おめくりいただきまして9ページでございますが、こちらにつきましては、郡上市水道事業の設置に関する条例の一部改正（第4条）で、内容は、地方自治法の一部改正に合わせまして、参照条文を改正するものでございます。

次に、10ページ、11ページでございます。

郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正（第5条）で、内容は管の布設工事監督者の資格のうち、簡易水道に関するものを削除し、水道技術管理者の資格のうち、簡易水道に関するものを削除するとともに、専用水道に関する条文に変更するものでございます。

次に、戻っていただきまして、新旧対照表1ページの前のページ、本文でございますが、こちらをお願いいたします。

第6条 郡上市簡易水道等事業給水条例の廃止、これは簡易水道等事業の廃止に伴い条例を廃止するものでございます。

第7条 郡上市水道事業料金等に関する条例の廃止、そして第8条 郡上市上水道工事分担金徴収条例の廃止、これは各種諸規程の集約化を図るため、議案第131号にて定めようとしております郡上市水道事業給水条例の制定に関係条文を記載いたしまして、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、今年度末をもって簡易水道等事業を終了する予定であることから、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条、郡上市水道事業の設置に関する条例の一部改正については、地方自治法改正の施行日である平成32年4月1日から施行するものといたします。

また、今説明しました内容を別紙資料としてつけさせておりますので、よろしく願いいたします。

議案第131号 郡上市水道事業給水条例の制定について。

郡上市水道事業給水条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりをいただきまして本文でございます。

この条例は、簡易水道等事業の上水道会計移行に伴う改正及び料金、手数料、分担金に関する条文を追記し、例規の集約化を図るため、全部改正をするものでございます。

主な内容といたしまして、第2条 給水区域に関する条文でございますが、こちらは先ほどの議案130号の第3条の内容で、郡上市水道事業の設置に関する条例第2条第2項に定める給水区域は、簡易水道を含めて変更したものでございます。

次に、3枚おめくりいただきまして、中ほどの第5章 料金及び手数料等で、こちらは第28条から第36条の水道料金、手数料に関する条文でございますが、こちらは先ほどの議案130号の第7条のとおり、郡上市水道事業料金等に関する条例を廃止いたしまして、関係条文を追記して集約したものでございます。

第37条から第38条の分担金に関する条文につきましても、さきの議案130号の第8条のとおり、郡上市上水道工事分担金徴収条例を廃止し、関係条文を追記して、同じく集約したものでございます。

なお、39条、40条につきましては、水道事業料金等に関する条例と上水道工事分担金徴収条例の共通関係条文である督促及び軽減または免除等に関する条文を追記いたしまして、集約したものでございます。

附則といたしまして、施行期日、本年度末をもって簡易水道等事業を終了する予定であることから、平成30年4月1日から施行する。

営農用水道料金の特例。企業会計への移行に伴いまして、これまで水道事業にて農業政策の一環としておりました営農用水道料金につきまして、これを切り離し、農林水産部の助成制度に移行いたします。そのため、5年間の経過措置を設け、特例期間は平成35年3月31日までとする。ただいま説明いたしました内容を別紙資料としてつけさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、議案第132号 郡上市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の制定について

郡上市歴史資料館の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。「郡上市歴史資料館」の設置及び管理に係る規定を整備するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

新たに制定をいたします条例でございますので、それぞれの号、説明をさせていただきたいと思っております。

設置、第1条でございます。郡上の歴史・文化を伝える貴重な資料及び作品（以下「資料等」という。）の収集、保存及び調査研究を行い、これを後世に伝え、市民の文化向上に資するため、郡上市歴史資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

名称及び位置、第2条でございます。資料館の名称及び位置は次のとおりとする。郡上市歴史資料館。位置、郡上市八幡町中坪226番地1。旧中坪庁舎の番地でございます。

事業、第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 郡上に関する資料等を収集し、整理し、又は保存すること。
- (2) 郡上の歴史・文化に関する調査、研究を行うこと。
- (3) 資料等を閲覧に供するとともに、利用に際し必要な助言及び指導を行うこと。
- (4) 市史、資料目録、調査報告書等を編集し、刊行すること。
- (5) 資料等に関する展示、講座等の普及啓発活動を行うこと。
- (6) は、前各号に掲げるもののほか、資料館の設置の目的を達成するために必要な事業ということでございます。

職員、第4条 資料館に館長その他必要な職員を置くとしてございます。

第5条につきましては、施設の管理上、支障があると認められる場合には、例えば施設又は資料等を損傷、汚損、又は滅失させる行為をするおそれがあるときと、そのほか、2号、3号ございますが、こういう場合には入館を制限することができるという条文でございます。

次をおめくりいただきますと、利用の制限、第6条でございます。史資料のほうの閲覧をしていただきますが、ここでは、次の各号のいずれかに該当する資料等については、利用を制限することができるというふうにしてございます。

例えば(1)号でございます。特に貴重な資料等で、損傷しやすい等の理由により保存上支障のあるもの。

以下(2)(3)(4)(5)号とございますが、こういったものにつきましては利用のほうを制限させていただくというものでございます。

実費の負担、第7条 この条例の規定に基づき資料等の複写をしようとする者は、当該複写に要する費用等の実費を負担しなければならない。

当然、資料等によりまして写しが欲しいというような場合に、その実費を負担していただくとい



うものでございます。

損害賠償、第8条 資料館の施設、資料等を破損し、汚損し、または滅失した者は、これを原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないというものでございます。

委任、第9条 この条例の施行に関し必要な事項は郡上市教育委員会が別に定める。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するということでございます。

添付してございます資料をごらんいただきたいと思います、「郡上市歴史資料館」整備に伴う例規整備について。

資料館については、平成30年3月に竣工式を行い、4月に事務所開設をして使用を開始する予定でございます。今回は新設のため半年かけまして一般利用のための準備、これはいわゆるおさめます資料等のほうのカビ等、あるいはそういったような雑菌等をなくするための薫蒸の措置、それからおさめます資料の目録等の作成といったような内容でございますが、それらに半年程度かかるということでございますので、それを過ぎました10月以降に開館及び記念行事（講演・展示）等を計画しております。

10月以降に資料等の閲覧等に供していただく本格運用を開始するということでございますので、よろしくお願いいたします。

1. 関係例規の整備につきましては、今ほど設置管理条例のほうでずっと述べさせていただきましたが、今度、その下に同施行規則というのがございます。こちらにつきまして若干説明させていただきたいと思っております。

開館時間につきましては、午前9時から午後5時を予定しております。職員そのものは8時半から5時15分までの勤務でございますが、開館前の準備、それから開館後の資料整理等を入れまして、実際の開館といたしましては午前9時から午後5時とさせていただきたいというものでございます。

それから、休館日につきましては、毎週月曜日休み、これは博物館条例のほうに倣いまして毎週月曜日休み。該当日が祝日の場合はその翌日と。ただし、館の管理運営上これ以外で臨時休館することも有るという内容とする予定でございます。

もう1枚おめくりを、裏面をごらんいただきますと、館の運営に関するものの要綱等の制定をいたしたいと思っております。

まず、資料の利用、収集、保存に関するもの。これは、資料閲覧等、その手続につきまして定めさせていただくものが①でございます。

②につきましては、今度は資料を、例えば市民の方等からこれを寄附あるいはこちらの資料館のほうで保管をするといったような場合に、全てを受け入れておりますとなかなかその容量が足りなくなるということがございますので、収集（保管）対象とする資料の定義と、選別や受け入れに対

して一定の基準を設けるといふようなことで、そういうものをつくらさせていただきたいというものでございます。

それから、資料館、館の施設の運用に関して必要なものは、専門委員会、これはまだ仮称でございますが、資料の収集選別、調査研究事業、講座の講師など資料館の運営に対して、専門的な見地から指導助言をいただく場というふうにつけております。

それから②でございますが、運営懇話会、これも仮称でございます。これは市内の史資料の情報提供あるいは資料館の利活用の促進を図るため、市内の関係活動団体や市民等に集まっていただき、実施事業や資料収集活動に対して意見聴取等を行う場として設けさせていただきたいというものでございます。

なお、次のページの2の参考でございますけれども、現在、上の3行目に書かれた「郡上に関わるものでも一般的な民具資料」につきましては、この施設では現在のところ、収蔵の対象としていないというものでございます。

次の施設の機能や受け入れ対象として想定している資料、主な機能、それから次の収集対象の資料というものでございますが、それぞれ資料のほうで概略のほう説明させていただいております。

以上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） 続きます、郡上市市民病院事務局長 古田年久君。

○郡上市市民病院事務局長（古田年久君） それでは、議案第133号を御説明させていただきます。

郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚めくっていただきますと本文でございますが、もう1枚めくっていただきまして新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第4条につきましては、病院事業に従事する職員の賠償責任を免除する場合に、賠償額が100万円以上のときは議会の同意が必要であるという旨を規定しているものでありますけれども、条文中、公営企業法第34条の準用先であります地方自治法の一部改正によりまして、議案第122号と同様に準用番号にずれが生じておりますので、旧欄の「第243条の2第4項」を新欄、新しいほうの「第243条の2の2第4項」に改めるものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

それから、済みません、1ページ戻っていただきまして、附則でございますが、先ほども説明が

ありましたが、地方自治法と同様に平成32年4月1日から施行するというものでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 続きまして、議案第134号でございます。

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、平成29年3月31日に解散した可茂広域行政事務組合及び平成30年3月31日に解散予定の本巢消防事務組合に係る規定の削除、並びに過去において行った規約変更に係る技術的な過誤を解消するため、この規約の変更を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと本文がございます。

1条から17ページにかけて50条、それから附則というふうに改正がございます。

その次のページからは新旧対照表というふうになっております。

少し諸般の技術的などころもございますので、そこのところについて少しお時間をいただいて説明をさせていただきたいと思っております。

先般お配りいたしました資料を見ていただきたいと思います。

まず、提案趣旨のところから改めてでございますけど、岐阜県市町村職員退職手当組合は、昭和36年10月1日に特別地方公共団体として設立され、構成団体の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理しております。組合の規約を変更する場合、地方自治法286条第1項の規定によりまして、構成団体において議会の議決を受けた上で、県が加入する者については総務大臣、市町村が加入する者については県知事の許可を受ける必要があるということになっておりますので、今回、規約の変更につきまして議会の議決を受けるものというものでございます。

その下の欄は、地方自治法の例文でございます。

今回やります具体的な内容でございますけど、2番の改正内容のところでございます。

ここで1点、済みません、修正お願いしたいと思っておりますけど、可茂広域行政事務組合の「可」が「加」になっておりますけど、可能の「可」でございますので、済みませんけど、訂正をお願いしたいと思います。

今回の主な改正点は、まず1つ目としまして29年3月31日でございますけど、解散しました可茂広域行政事務組合を削除するというところで、これは本文の49条を見ていただきたいと思いますけど、本文の49条のところでも可茂行政事務組合を別表から削除するというものでございます。

これでございますけど、3月31日にこれは既に解散しております。ですので、本来ですとこの改正につきましてはもう少し早い時期に各市町の議決を受けた上で県の許可を受けるというところで

ございましたけど、この可茂行政事務組合の解散が決定しましたのが2月末ということで、各市町の議会で議決を得ることが非常に時期的に難しいということでございましたので、30年の6月期において各市町のこの変更について議決を得た上で国なり県なりの許可を得ようというところで考えておりましたところで、こういった措置でいいかというところを総務省にこの時点で問い合わせをさせていただきました。

その折でございますけど、この構成市町村のところにつきまして、岐阜県の地方競馬組合ですね、競馬組合が加入しております、昭和52年の10月から競馬組合が加入しておることになりまして、昭和52年以降の改正につきましては、県知事の認可を得るのではなくて総務大臣の認可が必要であるという指摘を受けまして52年以降の改正を行っていますけど、それが34回規約改正を行っております、その34回の規約改正は無効であるからということも指摘を受けまして、その後の処置を総務省と協議しておりました結果、昭和52年10月1日以降からの規約変更等につきまして、今般の議会でその経緯等を全て提案させていただきました、改めて各市町の議会の議決を得た上でまた総務大臣の認可を得ると、そういう措置をすることによって今までの改正したところが有効になるというふうな指摘を受けましたので、今回の改正ということになっておりまして、技術的なところの解消というところがそういった意味でございます。

したがって、この1条から48条まででございますけど、本文の11ページまで、これにつきましては、今ほど申しましたように、昭和52年以降の改正文全てが、今まで改正したものが全て、このところで改めて今回提案させていただいているものでございますので、このところについての説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

したがって、49条のところを見ていただきますと、可茂行政事務組合を削るということでございます。

それで、きょうは、済みません、お手元にもう1枚、新旧対照表をつけておりますけど、この本文に添付しております新旧対照表は右の欄を見ていただきますと改正前のところが昭和52年9月30日ということになっております。それと、今回改正後の条文が載っていますので、今回、これ、非常に見にくいというところで、改めまして、今回お配りしました直近の新旧対照を参考としておりますので、これを見ていただきたいなと思っております。

したがって、きょうお配りしました新旧対照表の49条のところの表を見ていただきますと、別表のところ、右の欄、可茂広域行政事務組合が今回の49条では削除されております。このところが49条でございます。

そして、今の改正後の別表のところ、もう一つ本巢事務組合というのがございますけど、これが50条で、今回削除するというところの許可の提案でございますけど、裏のページ見ていただきますと、50条でございますけど、この本巢消防事務組合を削るということとあわせて、この表自体

を大きく変えてございます。別表としまして、従前は1、2、(1)(2)というような表記をしておりますけど、今回、この表記の仕方自体を別表というところでまとめてすべてこういった1、2、とか、そういった分けをなしに、押しなべて別表として、こういった様式に変更をさせていただいておるものでございます。

それから、本文へ戻っていただきまして、50条のところで、その改正に合わせてございますけど、従前の表記に関して、その内容につきまして表記の方法であるとか文章の整理、そういったところが、今回改めまして整理をするということで、50条のところのまず第5条のところにつきましては組合の組織の議会の組織というところにつきまして、これ、選任の方法のところについてが今回新たに明記をさせていただいております。

それから8条につきましては、5項のところはもう必要な表記ではないということで、今回、改めて削除をさせていただいております。

それから9条のところにつきましては、これを1から3項までございますけど、ここにつきまして文言等につきまして適正な表現に整理をしたということもあわせて整理をさせてもらいまして、内容等々が変わるというものでございませぬ。

それから、最後の別表につきましては、ただいま申しましたように、本巢ですね、本巢消防の事務組合を削った表というふうになっているものでございます。

附則でございますけど、この施行期日等ということで、この規約は、ここで、総務大臣の許可のあった日から施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる規定中中欄の改正規定は、それぞれ当該右欄に定める日から適用するということになっておりまして、表を見ていただきますと第1条から適用年月日が昭和52年10月1日から17ページまで見ていただきますと、今回改正の適用日である30年4月1日まで、こういったところで附則で適用するというふうになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従いまして改めて行います。

ここで暫時休憩。11時半まで休憩といたします。

(午前11時15分)

---

○議長（渡辺友三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時27分)

---

○議長（渡辺友三君） ここで日置市長より発言が求められておりますので、許可いたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 発言のお許しをいただきましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの提案説明の冒頭の報告事項のところ、今回の衆議院選挙に関する投票率の順位を申し上げたときに、郡上市の投票率の順位が県内21市の中では2番目、その次、町村も含めた岐阜県内の市町村数、原稿には正しく「42市町村中5番目」というふうに書いてあったんですが、実際の発言で「43市町村中」と発言したようでございますので、「42市町村」に正しく訂正をさせていただきたいと思います。

失礼をいたしました。

---

◎議案第135号から議案第146号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程16、議案第135号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてから日程27、議案第146号 平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの12議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、今般の定例会に上程をいたします補正予算の関係を一括で御説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

初めに、議案第135号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらでございますが、おめくりをいただきまして1ページのところ、表題部、省略いたします。

平成29年度郡上市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,558万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298億656万7,000円とする。

2項は省略をいたします。

債務負担行為と地方債の補正それぞれでございます。

5ページをごらんください。

第2表が債務負担行為の補正であります。防災行政無線の整備につきまして、IP音告のこの保守期間、これに平成30年の半ばにそれが参りますので、それまでには受信機の製造と設置を行っていきたいということで、9,704台の今般の防災行政無線、その受信機の製造並びに各戸に設置する業務につきまして、今般、債務負担行為として補正をしていただきまして、今会期中に追加上程で契約まで御承認をいただいで進めてまいりたいということでございます。期間は平成29年度から

30年度までということで、複数年契約ということで3億6,541万1,000円でございます。

次の観光振興2次交通対策事業につきましては、下呂温泉駅から連絡バスで郡上八幡に至るものでございます。この年度内に新年度へ向けましてのPR事業を実施するということにつきまして、新年度の予算のお約束といたしますか、債務負担をお願いしたいというものでございます。平成29から30年度まででこれは443万3,000円でございます。

現年補助災害復旧事業（公共土木施設）であります。これは昨年8月18日の台風の災害復旧、美並の大谷川でございますが、標準工期7カ月を要するというので複数年契約、30年に入りましてからの4カ月分につきまして、含めて着工していきたいということでございまして、1,480万円ということでお願いをいたしたいと思っております。

第3表 地方債補正につきましては、一般単独事業、これ、合併特例債でございますけれども、こちらにつきましては県営道路改良事業、また小水力、下の県営事業のこの負担金につきまして、その充当分3,770万円を増額をお願いをしたいものでございます。

補助災害復旧事業につきましては、先ほどの大谷川の分につきまして、これは今年度分の記載につきましては国庫補助を除いたもので500万円を減額するものでございます。

以下、それぞれ事項別明細等ありますが、全体としましては事業概要説明一覧表に基づきまして御説明をし、御審議をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第136号の平成29年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

以下、議題の面につきましては同文でございますので、省略をさせていただきます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

こちら1ページをごらんいただきますと、表題部省略をいたします。平成29年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億241万7,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ416万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,451万7,000円とするものでございます。

今般、社会保障税番号制度によりましてのシステム改修あるいは直営勘定のほうにおきましては医師派遣委託費の増額等がございますし、また、以下の特別会計全般にわたりまして、いわゆる人事院勧告に基づく給与費の見直し、また職員の異動実態に合わせた給与費の見直しに基づく補正がございますので、よろしくをお願いをいたします。

続きまして、議案第137号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

これも文面同じでございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして1ページ、表題部を省略し、平成29年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,387万6,000円とするものでございます。

以下、全体として先ほど申し上げました人勸の関係、異動に合わせた給与費の補正でございます。

続きまして、議案第138号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

同文でございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらもおめくりをいただきまして1ページのところ、平成29年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,651万1,000円とするものでございます。

こちら給与費の補正等でございます。

議案第139号 平成29年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

同文でございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,282万7,000円とするものでございます。

こちらにつきましても、給与費の補正、また認知症の総合支援事業につきましても事業の増がございました。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第140号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について。

同文でございます。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをごらんください。

平成29年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ463万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億827万2,000円とするものでございます。



こちららも給与費等の見直しが主なものでございます。

議案第141号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

同文でございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして1ページ、平成29年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,944万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,772万4,000円とするものでございます。

こちらら、主として今般の光化整備事業につきまして、この委託業務、これを盛り込んだものでございまして、それが今回の主な増額の内容でございます。

続きまして、議案第142号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について。

同文でございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをごらんください。

平成29年度郡上市の鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130万4,000円とするものでございます。

今般の補正の内容につきましては、基金利子の確定見込みによる増を盛り込んだものでございます。

続きまして議案第143号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について。

同文でございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをごらんいただきたいと思ひます。

平成29年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,554万5,000円とするものでございます。

こちららにつきましては、管理費と売電収入の増がありましたので、こちららの補正でございます。

続きまして、議案第144号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について。

同文でございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして1ページ、平成29年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,292万8,000円とするものでございます。

内容としましては、分収造林受託事業の増であります。

ここで、きょうお手元に名称変更に伴う分収造林契約書の取り扱いについてというものをお配りしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。本日、朝、机の上に置かさせていただきました。ありますでしょうか。

こちらにつきましては、実は私どもの本日お配りをしております事業概要説明一覧表の28ページをごらんいただきたいと思いますが、白鳥財産区特別会計のこの補正、歳入のほうの御説明の中で、補正理由、「森林総合研究所」というふうはその事業主体、事業名を挙げておりますけれども、事業所名を。本日お配りをしました資料が実は郡上市にも来ておりまして、これ、財産区に来ておったわけですが、正しくは新名称といたしましては「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター」ということですので、訂正をさせていただきましてお詫を申し上げたいと思います。

明治38年の農商務省の山林局林業試験場から始まりまして、林業試験場あるいは昭和63年からは森林総合研究所に改変、名称変更されておりましたが、旧緑資源機構業務を継承するなど経まして、平成29年にはこの新名称になり、また整備がされているところでございます。

よろしく願いをいたします。

それでは、議案第145号のほうをお願いをいたします。

平成29年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について。

本文は同様でございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

こちら2枚めくって1ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、第1条に、平成29年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条に収益的収入、支出がございますが、今般は水道事業費用、営業費用におきまして157万7,000円を増額するものでございます。

こちらの中身は、先ほどの人勤、異動実態に伴いましての給与費の補正でございます。

続きまして、議案第146号ですね。

こちらにつきましては、平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について。

本文は同様でございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページ以降ですね。ごらんをいただきたいと思います。

第1条に、平成29年度郡上市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということでございます。

郡上市民病院と白鳥病院がございまして、初めに収益的収入及び支出のところでございます。ここにありますように、市民病院、国保白鳥病院につきまして、合計欄、補正予定額として130万円の増でございます。それから、支出のほうにおきまして記載のとおりでございまして、合計額として130万円の増ということでございます。

資本的支出、第3条のところにつきましては、市民病院におきまして収入が892万円ありまして、支出につきましては1,080万円ということでございます。

こちらにつきましては、産科医療の機関確保事業費補助金の交付の内示を受けまして収入を上げておりますし、また歳出のほうにつきましては産科専用超音波画像診断装置2基を購入するために1,080万円を増額するものでございます。

このほか、他会計からの補助金としまして、第5条では9,948万4,000円に改めること。

また、たな卸資産購入限度額につきまして6億1,217万9,000円に改める等がございます。

以上、急いで走って御説明をして大変失礼いたしました。

それぞれ資料をお配りをさせていただいておりますし、また審議に対しましてはそれぞれ御説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました議案第135号から議案第146号までの12議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第135号から議案第146号までの12議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月5日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第135号から議案第146号までの12議案については、12月5日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

若干早いようですけれども、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は1時を予定をいたします。

（午前11時50分）

○議長（渡辺友三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時58分）

---

○議長（渡辺友三君） ここで、理事兼総務部長 田中義久君から発言が求められておりますので、許可いたします。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 失礼いたします。

先ほど一般会計の補正予算（第4号）の中で、債務負担行為、この補正につきまして現年補助災害復旧事業の御説明した中で、「8月18日の豪雨」を「台風による」と言いましたけれども、台風ではありませんでした。豪雨災害ということで、台風の来ない豪雨災害でしたので、この点、訂正をさせていただきます。

失礼いたしました。

---

#### ◎議案第147号から議案第162号について（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程28、議案第147号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから日程43、議案第162号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定についてまでの16議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、まず、議案第147号から議案第154号までの指定管理者の指定関係8議案を一括で説明させていただきます。

お手元に本日指定管理者の指定の一覧表を配付させていただいておりますので、これをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

A3の横長のものがございます。

それでは、議案第147号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟。

指定する団体、郡上市八幡町市島1545番地、郡上八幡せせらぎリバーウッドパーク組合

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）でございます。

続きまして、議案第148号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について。

施設の名称でございますが、郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設。

指定する団体、郡上市白鳥町石徹白第36号52番地、石徹白農業用水農業協同組合。

指定の期間ですが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

それでは、議案第149号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について。

施設の名称でございますが、郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパーク。

指定する団体、郡上市白鳥町向小駄1253番地438、株式会社油坂。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第150号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について。

施設の名称ですが、郡上市高鷲三白の里ふれあい市場。

指定する団体、郡上市高鷲町鮎立3328番地1、協同組合高鷲観光協会。

指定の期間ですが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第151号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について。

施設の名称ですが、郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館。

指定する団体、郡上市高鷲町鮎立3328番地1、協同組合高鷲観光協会。

指定の期間ですが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第152号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

施設の名称ですが、郡上市高鷲農畜産物処理加工施設。

指定する団体でございますけど、郡上市高鷲町ひるがの4670番地233、株式会社たかすファーマーズ。

指定の期間ですが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第153号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について。

施設の名称でございますが、郡上市明宝農産物加工場。

指定する団体でございますが、郡上市明宝寒水268番地1、株式会社明宝レディース。

指定の期間でございますが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第154号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

施設の名称でございますが、郡上市和良農産物加工施設。

指定する団体でございますが、郡上市和良町宮地1155番地1、株式会社珍千露。

指定の期間でございますが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

以上、8議案につきましては、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成29年12月4日提出、郡上市長 市長 日置敏明。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君）　続きますして、商工観光部長　福手均君。

○商工観光部長（福手　均君）　失礼します。

では、続きますして、議案第155号から第162号までの8議案を一括で説明させていただきます。  
資料は同じ資料をごらんください。

議案第155号　郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設。

指定する団体、郡上市高鷲町大鷲41番地5、有限会社阿弥陀ヶ滝観光。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

議案第156号　郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373。

指定する団体、郡上市美並町白山998番地2、美並フォレスト株式会社。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案第157号　郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市美並総合案内所。

指定する団体、郡上市美並町白山332番地4、樹木の会。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

議案第158号　郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガロー。

指定する団体、郡上市美並町高砂759番地、粥川緑地等利用施設組合。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

議案第159号　郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市美並川の駅。

指定する団体、郡上市美並町大原2532番地1、子宝温泉川の駅組合。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

議案第160号　郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設。

指定する団体の住所・名称、郡上市明宝小川346番地、小川ふるさと活性化組合。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日でございます。

議案第161号　郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市和良川公園オートキャンプ場。

指定する団体、郡上市和良町沢192番地1、和良川公園オートキャンプ場管理組合。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

議案第162号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市和良大月の森公園キャンプ場。

指定する団体、郡上市和良町鹿倉1769番地3、和良大月の森公園キャンプ場管理組合。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間でございます。

以上、8議案につきましては、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

平成29年12月4日提出、郡上市長 市長 日置敏明。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従いまして行いますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎議案第163号について（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程44、議案第163号 財産の無償譲渡について（美並上苺安公民館）を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第163号 財産の無償譲渡について（美並上苺安公民館）、お願ひをいたします。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

これは、先ほどの議案の第127号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正と中身はあちらの公の施設から外させていただきますと申し上げた当該施設でございます。

譲渡する財産、建物。所在地は、郡上市美並町白山388番地。構造、木造2階建。床面積、192.62平方メートルでございます。

譲渡の相手方は、郡上市美並町白山11番地4、上苺安自治会でございます。

譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためということであります。

おめくりをいただきますと、これ、先ほども実はつけておったものではありませんけど、譲渡に関するということで議案につけさせていただきました。集会所等の管理台帳でございます。

これは、現在、こういう形で郡上市として管理をしておるわけでございます。

平成2年につくられたものでありまして、現在、市の公の施設として使っておるわけでございます。

けれども、地元の自治会に譲渡をさせていただくということでございます。

敷地所有が市有地になっております。これは今までも地元の土地所有の方から無償でお借りをしておったものであります。今般、地元へ譲渡するに際しましては、地元の自治会とお話がついております。それで、郡上市としましては、譲渡に当たりまして後からの問題が生じないように文書による契約と、こういうことをさせていただくようにしっかりお願いをしていきたいというふうを考えております。

郡上市として問題がないというふうを考えております。

以上、財産の無償譲渡につきまして、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い改めて行います。

---

#### ◎議案第164号について（提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程45、議案第164号 物品売買契約の締結について（小中学校校務用端末整備事業）を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第164号 物品売買契約の締結について（小中学校校務用端末整備事業）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、小中学校校務用端末の購入。

契約の方法、指名競争入札による。

契約金額、1,674万円。

契約の相手方、郡上市八幡町新町957番地、有限会社トップス、代表取締役 鷲見幸彦。

納入場所、郡上市地内、小学校21校、中学校7校。

物品の内容、校務用端末一式でございます。

1枚はねていただきますと、資料のほうをつけさせていただきます。事業の概要書でございます。重なります部分は省略をさせていただきますが、納入場所でございます郡上市地内小学校21校でございますが、こちらは今回、西和良小学校の端末については対象がございませんでした。それから、中学校につきましては郡上東中学校がございませんでしたので、更新対象がございませんでしたので中学校7校ということでございます。



工期、契約締結の日より平成30年2月28日でございます。

7番目に更新計画ということでございますが、現在、小中学校で使用している校務用パソコンについて、7年以上経過し校務に支障を来しているパソコン小学校189台、中学校75台、合計264台を2年間で更新をするという計画に基づくものでございます。

平成29年度においては、当初、小学校92台、中学校38台、合計130台。264台の約半分でございますが、これを更新する予定でございましたが、当初計画をしておりました設計について情報課等の助言により検討をいたしまして、仕様を見直しさせていただき、パソコンに組み込まれるCPU等の見直しを実施しました。これにより、購入する設計単価が減額となりましたので、平成30年度に更新予定のパソコンの一部を前倒しで平成29年度予算で更新をさせていただきたいというものでございます。

なお、更新の計画につきましては下に書いてございますが、まず8番目、校務用端末の内容でございます。ノートブックのパソコン。OSとしましては、Windows10 pro 64bit。ディスプレイ、15.6型ワイドTFTでございます。CPU、Intel社製 Core-i3-6100U (2.0GHz) 又は同等以上ということで、先ほどの説明に出てまいりましたこのCPUのほうでございますが、見直し前はこの6100Uというところが7100U (2.4GHz) というものを想定をしておりましたが、情報課との協議によりまして、そこまで高い性能のものは要らないのではないかとといったことで、この数字、6100、計画前、7100、これが大きくなるほど処理のスピードが高くなるというものでございます。メモリ、4GB以上。ハードディスク500GB以上。

予算措置につきましては、小学校の校務用端末整備事業と中学校の校務用端末整備事業と別々に予算計上してございますが、発注にありましては合算をいたしまして契約をしまして、支払いの際小学校費、中学校費と分けさせていただくというものでございます。

当初の計画、平成29年度当初更新台数、小学校92、中学校38、合計130台。見直し後は、小学校140台、中学校57台、合計197台ということでございます。したがって、30年度の更新台数につきましては残りの小学校49台、中学校18台の67台ということでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 校務用の端末内容を説明いただきましたが、この機械はメーカーが入っておりませんが、わかりましたら教えてください。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 仕様書のほうではメーカーのほうは指定をしてごさいませんので、ちょっと今、仮契約のほうが手元にごさいませんですから、メーカーのほう、後ほどお知らせをさせていただきます。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 値段が値段ですので、これはいいんですけども、できれば国産のメーカーで、今いろんな種類が出てますので、そういったところもチェックしてあるのかどうか確認したかったものですから、メーカー名をお聞きしたかったんですが。それだけです。後ほど教えてください。

○議長（渡辺友三君） そうしましたら後ほどメーカーのほうをお願いします。  
そのほかごさいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第164号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ごさいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第164号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第164号について、原案のとおり可とすることに御異議ごさいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第164号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎報告第16号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程46、報告第16号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、報告第16号 専決処分の報告についてをよろしく願います。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成29年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第3号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成29年10月30日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございますが、平成29年9月5日午後3時30分頃、白鳥病院の職員、デイケアに属する介護福祉士でございます。白鳥病院の駐車場で、公用車を駐車するため後退をしていたところ、完全に停車している相手車に接触したものでございます。市は示談により下記金額で損害を賠償すると。

今回、相手車両が完全に停車していたものですから、市の過失割合は100%ということでございます。

損害賠償の相手方はごらんのとおりでございまして、損害賠償の額は7万5,406円でございます。

保険手続済みでありまして、対物、また市の車両ともに保険で対応をすることが可能であります。以上、報告を申し上げます。

おめくりいただきまして、専決第4号。表題部、また提案の本文につきましては同文ですので、省略いたします。

第4号につきましての損害賠償による和解の内容でございます。平成29年7月18日、弁護士からの職務上請求によりDV支援措置者の住民票を交付したことについて、同措置者から、そのために必要となった移動交通費等の請求を受けた。市は示談により下記金額で損害を賠償するというものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、個人情報を取得すべき案件であるため、「個人」と表記をしております。

損害賠償の額、12万6,348円でございます。

こちらにつきましても、現在、町村会に加入しております総合賠償補償保険、こちらのほうでの補填につきまして交渉中でございます。全部は無理というふうなお話も今ありますが、より多くの保険対応をお願いしておるところでございます。

以上、2件の専決処分について御報告を申し上げます。

よろしく願いいたします。

なお、2件とも職員の過ちといえますか、過失の部分につきましての損害賠償でございます。深く陳謝をしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

○議長（渡辺友三君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第16号の報告を終わります。

---

◎議報告第10号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程47、議報告第10号 諸般の報告について。

議員派遣報告書を別紙写しのとおり提出をされておりますので、お目通しをいただきたいと思  
います。それをもちまして、報告にかえます。

---

◎議報告第11号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程48、議報告第11号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、  
報告にかえさせていただきます。

---

◎議報告第12号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程49、議報告第12号 諸般の報告について。

行政監査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出をされておりますので、お目通しをいただき、  
報告にかえさせていただきます。

11月24日までに受領をいたしました請願は、お手元に配付をしてあります文書表のとおり、所管  
の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますので、報告します。

---

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。大変長時間にわたり御苦労さまでした。

（午後 1時28分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄